

# 参 考 資 料

平成 31 年 3 月定例会

## 目 次

内 容		頁
議員提案第 1 号関係	寝屋川市議会委員会条例の一部改正	1
議員提案第 2 号関係	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	3

## 寝屋川市議会委員会条例

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、<u>予算決算常任委員会の委員のほか、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務都市創造常任委員会 定数8人</u>  <u>経営企画部、財務部、人・ふれあい部（危機管理室に限る。）、総務部、まち政策部、まち建設部、上下水道局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項（予算及び決算に関する事項を除く。）</u></p> <p>(2) <u>健康福祉常任委員会 定数8人</u>  <u>市民生活部、健康部、福祉部及び農業委員会の所管に属する事項（予算及び決算に関する事項を除く。）</u></p> <p>(3) <u>文教生活常任委員会 定数8人</u>  <u>人・ふれあい部（危機管理室を除く。）、環境部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項（予算及び決算に関する事項を除く。）</u></p> <p>(4) <u>予算決算常任委員会 定数24人</u>  <u>予算及び決算に関する事項</u></p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は_____、少なくとも一の常任委員_____となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務常任委員会 定数7人</u>  <u>経営企画部、財務部、人・ふれあい部、総務部、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>建設水道常任委員会 定数7人</u>  <u>まち政策部、まち建設部及び上下水道局の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>厚生常任委員会 定数7人</u>  <u>市民生活部、環境部、健康部、福祉部、こども部及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>文教常任委員会 定数6人</u>  <u>教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日</p>

改 正 案	現 行
<p><u>に当たる日から行うことができる。</u></p> <p>3 (略) (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p> <p>3 <u>議会運営委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u></p> <p>4 <u>前条第2項及び第3項の規定は、議会運営委員会の委員について準用する。</u> (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>12人</u>とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。<u>ただし、常任委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。</u></p> <p>附 則 この条例は、平成31年5月1日から施行する。</p>	<p><u>以内に</u> 行うことができる。</p> <p>3 (略) (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>11人</u>とする。</p> <p>3 <u>前項に規定する委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>14人</u>とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。</p>

## 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改 正 案	現 行
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常任委員会委員長 <u>(予算決算常任委員会委員長を除く。)</u> 月額 670,000 円</p> <p>(4) 常任委員会副委員長 <u>(予算決算常任委員会副委員長を除く。)</u> 月額 665,000 円</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常任委員会委員長 <u>(予算決算常任委員会委員長を除く。)</u> 653,000 円</p> <p>(4) 常任委員会副委員長 <u>(予算決算常任委員会副委員長を除く。)</u> 648,000 円</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常任委員会委員長 _____ _____ 月額 670,000 円</p> <p>(4) 常任委員会副委員長 _____ _____ 月額 665,000 円</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常任委員会委員長 _____ _____ 653,000 円</p> <p>(4) 常任委員会副委員長 _____ _____ 648,000 円</p> <p>(5) (略)</p>